

昭和63年度の国立大学の入学者選抜における主な改正点の趣旨説明

昭和62年 6月16日

国立大学協会
第二常置委員会
入試改善特別委員会

はじめに

国立大学の入学者選抜についての昭和63年度「実施要領」、「実施日程」、及び「実施細目」は、昭和62年度の実施をふまえた各大学での意見をもとに、その他各方面から寄せられた要望等も出来る限り考慮して作成した。

昭和62年度の実施内容に対する、昭和63年度の主な改正点について、その趣旨を以下に説明する。

Ⅰ 各大学・学部第2次試験への出願期日について

いわゆる「自己採点制度」は、昭和54年度に国立大学の第2次試験の実施期日が一元化されたことと、共通第1次学力試験の実施に伴い、受験生が、それぞれ共通第1次学力試験受験後に行った「自己採点」の得点とその後に大学入試センターから発表される「全国的成績」の分布に関する資料とを照合してから、第2次試験への最終的な出願大学を決定するという内容として採用され、実施されてきたものである。

このことは、昭和53年度までのいわゆる「旧Ⅰ期・Ⅱ期校制」のもとで、国立大学への2回の受験の機会があったものを、昭和54年度から1回の受験となったことに対するいわば「保障措置」として高等学校側から要望されたことに応えて実施されたものであった。

しかしながら、この「自己採点制度」による国立大学への出願について、いわゆる「輪切り現象」と呼ばれる進路選択上の弊害、つまり志願者が「学びたい大学」として大学を選ばず、「入れる大学」を選ぶという傾向があることが、指摘される様になった。

この進路選択上の問題点の改善の為に、昭和62年度は、国立大学の受験機会を複数化し、「自己採点制度」を廃止し、(受験生個人の行う「自己採点」は存続)

第2次試験への出願期間を、共通第1次学力試験実施前の1月12日から19日までとした。

さて、このことについて、昭和62年度の実施をふり返ってみると、志願者が、自分の志を育てるための大学・学部をはっきりとした意志によって選択することとなり、この出願期間の改訂は良かったとする意見と、志願者が自分の学力を充分には確認しないまま出願を行った為に、各大学・学部への出願倍率に異常な偏りを生じ、この為、二段階選抜の第一段階不合格者の数を大きくすることとなったとする意見とが出された。

これらの事柄の分析の上になつて、昭和63年度については、共通第1次学力試験実施後の2月1日から10日までを第2次試験の出願期間とすることとした。

この改訂のねらいは、志願者に共通第1次学力試験の自分の成績を確認させた上で、その志を生かせる大学に出願させる、ということにある。

又、いわゆる「偏差値による大学志望決定の傾向」を助長する「自己採点制度」は復活させず、いわゆる「輪切り現象」の解消への努力を引き続き行うこととした。

更に、昭和62年度は8日間であった出願期間を昭和63年度は10日間とし、この間に文部省から出される「各大学入学志願者数状況」の発表回数の増加等を含めて、志願者へ、より詳しい情報を提供することとした。

II 各大学・学部の第2次試験の実施日程のグループ分けとその期日について

昭和62年度は3月1日試験開始の「A日程グループ」と、3月5日(特例4日)試験開始の「B日程グループ」として第2次試験を実施したが、受験生から、「もう少し両日程の間隔をひろげてほしい」という要望の多かったことを考慮して、昭和63年度は、「A日程グループ」は、2月29日又は、3月1日から試験を開始し、「B日程グループ」は3月5日又は6日から試験を開始することとした。

更に、大学外の高等学校等を試験場に借用して試験を実施する大学や、附属病院における診療業務への影響の大きい大学等における事情を考慮し、特別の場合に限って「A日程」については、2月28日から、「B日程」については、3月4日から試験を開始できるものとした。

III 第2次試験への出願におけるいわゆる「A—A出願」又は「B—B出願」の禁止措置について

「国立大学の受験機会の複数化」の基本的考え方になつて、実際には一方しか受験できないのに、出願者数の状況をみた上で、最終的に一方の大学を選ぶ為に、いわゆる「A—A出願」又は、「B—B出願」をすることは本来的な出願方法でないことは自明であるが、昭和62年度については、この様な出願をチェックする方法が充分でなく、且つ又、極くまれに同一試験日程グループ内での二つの大学・学部の受験が可能な場合もあって、『これをさまたげない。』と消極的に重願を認めた。

しかしながら、「実際には1大学・学部しか受験出来ないA—A出願、又はB—B出願者」があることにより「見かけの志願倍率」が高くなった大学・学部があり、この大学・学部で二段階選抜を行った際に、「実際は受験にこない見かけの志願者」が第1段階合格者となることがあり、この為に「本当にその大学を受験したい実際の志願者」が第1段階の不合格者となる場合もあるということが起こったのである。

このことは実施前から十分予測された問題であつて、できるだけ「無用のA—A、又はB—B出願をしないように」説明したが、結果として相当数の「A—A、又はB—B出願者」があり、上記の様な弊害も生じたのである。

そこで昭和63年度については、いわゆる「A—A出願」、又は「B—B出願」を禁止して、より多くの志願者に対する受験機会の確保を行おうとするものである。

IV 大学入試センターから提供される「出願状況資料」について

昭和62年度については、『各大学・学部は特に必要があるときに、それぞれの志願者に対して、当該大学の他に「併願する国立大学・学部名」を調査することができる。』としたが、昭和63年度については、『各大学は、適切な合格者数の決定業務に必要があるとき、3月5日以降に大学入試センターへ「出願状況資料」の請求を行うことができる。』とした。

従つて、この資料の提供は、受験生個人の合否に用いる為のものではなく、全体としての「適切な合格者数の決定」に用いる為のものである。

以上。